

吹田市公告第78号

吹田市高齢者関係団体用福祉バス運行業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年4月1日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 吹田市高齢者関係団体用福祉バス運行業務
- 2 履行場所 市が認めた団体が申請する内容の場所
- 3 業務概要 市が認めた団体が申請する内容の行程に貸切バスを運行する業務  
詳細は「令和8年度吹田市高齢者関係団体用福祉バス運行業務仕様書」  
のとおり
- 4 履行期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで  
※運行開始日は令和8年5月7日（木）から
- 5 入札参加資格  
以下に掲げる要件を全て満たしていること。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載業者であり、「代行」を参加希望種目とし、取扱品目を「貸切バス・タクシー」としている者であること。
  - (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
  - (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
  - (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

(6) 道路運送法第二章(旅客自動車運送事業)第四条により、国土交通省から一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けたもの。

(7) 自社の大型観光バス(乗車定員55名以上)を2台以上保有していること。

## 6 入札参加資格確認申請手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月7日(火)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

「19 問合せ先」のとおり。

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ(ホーム>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和8年度(2026年度)一般競争入札(業務委託)一覧>令和8年度吹田市高齢者関係団体用福祉バス運行業務に係る制限付き一般競争入札)からダウンロードすること。

エ その他

(ア) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された申請書は、返却しない。

(ウ) 申請書の提出は持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。(2)アに記載する期間内に必着のこと。)によるものとする。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、令和8年4月8日(水)までに、申請書に記載された電子メールに通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

(4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

## 7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出日時

令和8年4月9日(木)午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

「19 問合せ先」のとおり。

#### ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められた場合には、求めたものに対して書面の郵送により回答する。

### 8 質疑及び回答

#### (1) 質疑受付期間

令和8年4月3日(金)午後5時までとし、電子メールにより提出すること。メールアドレスは、「19 問合せ先」のとおり。様式は任意とするが、事業者名及び担当者連絡先、電話番号、メールアドレスが記載されたものとする。なお、電話等による質疑は一切受け付けない。

#### (2) 回答期日

令和8年4月6日(月)午後5時以降に、吹田市のホームページ(ホーム>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和8年度(2026年度)一般競争入札(業務委託)一覧>令和8年度吹田市高齢者関係団体用福祉バス運行業務に係る制限付き一般競争入札)に掲載する。なお、質疑が無かった場合は掲載しない。

なお、入札説明会は実施しないため、仕様書及び吹田市物品購入契約等入札心得書(一般競争入札)(以下「入札心得書」という。)を熟読の上、入札に参加すること。

### 9 入札日時及び入札場所

#### (1) 入札日時

令和8年4月10日(金)午前10時00分

#### (2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟3階 入札室

#### (3) その他

ア 入札は、上記日時及び場所に参加して行うこととし、郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

イ 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

### 10 入札金額

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の金額欄には、積算内訳の合計金額を入札金額として記載すること。

(3) 入札書については、「入札書（記入例）」および「入札書記載に際しての留意事項」を参考に記載すること。

#### 1.1 入札の保証

吹田市財務規則（昭和39年規則第14号）第98条の規定に基づき、入札の保証は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

#### 1.2 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記5に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

#### 1.3 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

(3) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(4) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

#### 1.4 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

#### 1.5 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- （１）吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- （２）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- （３）入札心得書第１０条第１２号に該当する行為があったと認められるとき
- （４）正答な理由がなく、入札心得書第１３条第１項に定める期間内に契約を締結しないとき

#### 1.6 契約の保証

落札者は、次の（１）から（４）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- （１）契約保証金の納付
- （２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （３）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- （４）当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

#### 1.7 契約の締結

契約の締結には当たっては、契約書の作成を要する。

#### 1.8 その他

- （１）入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。
- （２）入札参加者が２者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

#### 1.9 問合せ先

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号（吹田市役所低層棟1階151番窓口）

吹田市福祉部高齢福祉室生きがいグループ

電話：06-6384-1336（直通）

メールアドレス：[kouikig@city.suita.osaka.jp](mailto:kouikig@city.suita.osaka.jp)